

証券コード 5537
(発送日) 2026年3月12日
(電子提供措置の開始日) 2026年3月5日

株 主 各 位

東京都江東区木場二丁目17番16号
B E S I D E K I B A 3 階
株 式 会 社 A l b a L i n k
代表取締役社長 河 田 憲 二

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://albalink.co.jp/ir/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「AlbaLink」又は「コード」に当社証券コード「5537」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って、2026年3月26日（木曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 4階コンファレンスセンター
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第15期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年3月27日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月26日（木曜日）
午後7時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年3月26日（木曜日）
午後7時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

御中

××××年 ×月××日

印刷枚数

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトのログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5・6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

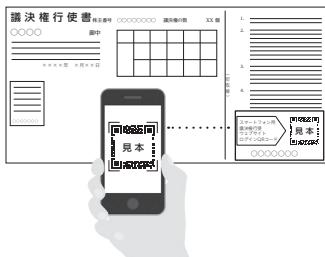
- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

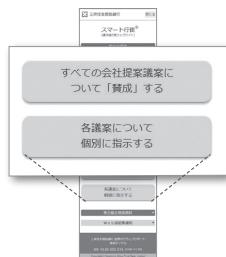
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

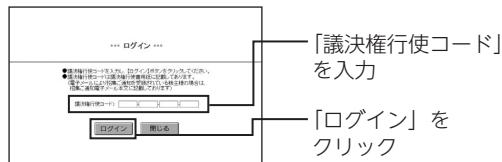
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための施策の一環として、資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金の額

資本金の額78,390,250円を68,390,250円減少して10,000,000円とし、減少する資本金の額である68,390,250円をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合は、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式の総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少するものです。そのため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではありません。また、今回の資本金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済株式の総数に変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更を生じるものではありません。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年5月1日（予定）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができるよう、変更案第36条を新設するとともに、変更案第36条の一部と内容が重複する現行定款第7条を削除するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
<u>(3) 監査役会</u>	(削除)
<u>(4) 会計監査人</u>	<u>(3) 会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">2～3 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、9名以内とする。</p> <p><u>2</u> 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">2～3 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第20条取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第19条取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第21条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>（重要な業務執行の決定の委任）</p> <p>第23条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第24条～第25条（条文省略）</p> <p>（取締役の報酬等）</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第24条～第25条（現行どおり）</p> <p>（取締役の報酬等）</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第27条（条文省略）</p>	<p>第27条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p>	(削除)
<p><u>(監査役の員数)</u></p>	(削除)
<p><u>第28条 当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	
<p><u>(監査役の選任方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	(削除)
<p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	(削除)
<p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集)</u></p>	(削除)
<p><u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会規則)</u> 第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
	<p>第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第31条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第41条</u> (条文省略) (新設)</p> <p><u>2</u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当 をすることができる。</p> <p><u>(中間配当)</u> <u>第42条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>6月30日を基準日として中間配当をすること ができる。</u></p> <p><u>第43条</u> (条文省略) (新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第37条</u> (現行どおり) <u>2</u>当社の中間配当の基準日は、毎年6月3 0日とする。 <u>3</u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配 当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p><u>第38条</u> (現行どおり) 附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条</u> 当社は、<u>第15回定時株主総会終結前の行 為に関する会社法第423条第1項所定の監 査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠 償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の 決議によって免除することができる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（5名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	かわた けんじ 河田 憲二 (1987年2月7日)	2008年 4月 個人事業主としてインターネット広告事業を開業 2011年 4月 (株)フィガロ 入社 2014年 9月 (株)グリーンライト設立 代表取締役（現任） 2018年 7月 デットリペイメント(株)設立 代表取締役（現任） 2019年 5月 当社 代表取締役 社長（現任）	4,404,700株
2	おおとも ゆうき 大友 裕樹 (1990年6月12日)	2015年 1月 (株)インターグロー ス 設立 代表取締役（現任） 2017年 3月 (株)Clampy 入社 2019年 8月 (株)FAMITAS設立 代表取締役 2023年 8月 当社 マーケティング部長（現任） 2024年 3月 当社 取締役COO（現任）	8,800株
3	なかがわ しゅう 仲川 周 (1987年6月4日)	2011年 4月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 入所 2017年 1月 クリフィックス税理士法人 入所 2019年 2月 ジャパンエレベーターサービスホールディングス(株) 入社 2021年 8月 (株)バンカーズ・ホールディング 入社 2022年 6月 同社 取締役執行役員CFO 2024年 1月 当社 経理部長（現任） 2024年 3月 当社 取締役CFO（現任）	38,800株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	す ぎ き と も ひ ろ 洲崎 智広 (1970年8月3日)	2006年 7月 (株)アイ・コーリング 取締役 2011年 9月 比較.com(株) (現 手間いらず(株)) 社外取 締役 2012年 3月 (株)テクノブラッド 社外監査役 (現任) 2012年 7月 (株)フェヴリナホールディングス (現 (株) フォーシーズHD) 取締役 2013年11月 (株)日本ビジネスイノベーション 社外取 締役 2015年12月 (株)フォーシーズホールディングス (現 (株)フォーシーズHD) 代表取締役 2017年 7月 (株)Cure (現 (株)フォーシーズHD) 代表 取締役 2018年12月 (株)フェヴリナ (現 (株)フォーシーズHD) 代表取締役 2018年12月 (株)サイエンスボーテ 代表取締役 2020年 3月 (株)メリテック 取締役 2020年 5月 (株)オルターブース 社外監査役 2020年10月 (株)マリモ 社外監査役 (現任) 2021年 5月 (株)オルターブース 社外取締役 2021年 5月 当社 社外取締役 (現任) 2021年 9月 手間いらず(株) 社外取締役 (監査等委 員) (現任) 2022年 1月 (株)GROWTH POWER 社外監査役 (現任) 2022年 4月 (株)アイ・コーリング 代表取締役 (現 任)	-
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>洲崎智広氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は複数法人にて社外取締役及び社外監査役を務めており、幅広い経営や会計に関する知識を有しており、経営強化に寄与していただけるものと判断したためであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	おの こうじ 小野 晃嗣 (1981年3月7日)	2006年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所 2011年 7月 野村證券(株) 出向（2012年帰任） 2016年10月 (株)エース (現 (株)BuySell Technologies) 取締役 CFO (現任) 2020年10月 (株)タイムレス 取締役 2022年 7月 (株)フォーナイン 取締役 2024年 3月 (株)むすび 取締役 2024年 5月 (株)クラス 社外取締役 (現任) 2024年 10月 レクストホールディングス(株) 取締役 2025年 3月 当社 社外取締役 (現任)	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>小野晃嗣氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は監査法人での会計監査業務での経験を経て、複数企業で取締役CFO等を務め、財務・経営管理に関する高い専門性を有しており、当社の経営監督及びガバナンス強化に貢献いただけるものと判断したためであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 河田憲二氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 洲崎智広氏及び小野晃嗣氏は、社外取締役候補者であります。
4. 洲崎智広氏及び小野晃嗣氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって洲崎智広氏が4年10か月、小野晃嗣氏が1年となります。
5. 当社は、洲崎智広氏及び小野晃嗣氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係る請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、洲崎智広氏及び小野晃嗣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	おかぐち みづほ 岡口 瑞穂 (1985年9月13日)	2004年 4月 (株)エステタイム 入社 2014年 2月 有限責任あずさ監査法人 入所 2017年11月 アスフル(株) 入社 2019年 3月 仰星監査法人 入所 2024年 3月 当社 常勤監査役 (現任)	—
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 岡口瑞穂氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的な知識を有しており、かつ、企業会計に関する実務経験が長いことから、かかる知見及び経験から当社の監査体制の強化に寄与していただけると判断したためであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	の ぐ ち ご う 野 口 剛 (1980年5月1日)	2007年12月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監 査法人） 入所 2013年 3月 ブリッジ税理士法人 入所 2014年 8月 野口剛公認会計士事務所・野口剛税理士 事務所 開所 2015年10月 税理士法人宮澤税務会計事務所 入所 2018年 8月 野口剛税理士事務所 開所 2020年 9月 合同会社EASY 設立 代表社員（現任） 2022年 1月 当社 社外監査役（現任） 2022年 7月 (株)グーテンベルク 取締役（現任） 2023年 5月 税理士法人LienFort 設立 代表社員 （現任） 2025年 5月 デジック(株) 監査役（現任） 2025年 6月 社会福祉法人戸越ひまわり福祉会 監事 （現任） 2025年 8月 野口剛行政書士事務所 開所 所長（現 任）	—
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>野口剛氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的な知識を有しており、かつ、企業会計に関する実務経験が長いことから、かかる知見及び経験から当社の監査体制の強化に寄与していただけると判断したためであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	たけざわ だいがく 竹澤 大格 (1968年1月29日)	1993年 4月 弁護士登録 松嶋・寺澤法律事務所 入所 1997年 9月 ウィットマン・ブリード・アボット・モルガン法律事務所（米国ニューヨーク州ニューヨーク市） 入所 1998年 4月 ニューヨーク州弁護士登録 2014年12月 汐留総合法律事務所開設 所長（現任） 2016年 3月 (株)キャリア 社外取締役 2019年12月 (株)キャリア 社外取締役監査等委員 2024年 3月 当社 社外監査役（現任）	—
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>（過去に社外役員となること以外の方法で）直接会社経営に関与した経験はありませんが、竹澤大格氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な知見を有しており、かつ、企業法務に関する実務経験が長く企業法務部門への駐在経験を備えていることから、かかる知見及び経験から当社の監査体制の強化に寄与していただけると判断したためであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡口瑞穂氏、野口剛氏及び竹澤大格氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 岡口瑞穂氏、野口剛氏及び竹澤大格氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって岡口瑞穂氏が2年、野口剛氏が4年2か月、竹澤大格氏が2年となります。
4. 当社は、岡口瑞穂氏、野口剛氏及び竹澤大格氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、各氏の選任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、岡口瑞穂氏、野口剛氏及び竹澤大格氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の現在の取締役の報酬等総額の限度額は、2022年6月30日開催の臨時株主総会において、年額500百万円以内としてご承認をいただいておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現在の取締役の報酬枠を廃止して、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等総額の限度額について、本議案のとおり提案いたしたく存じます。

つきましては、これまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等総額の限度額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）といたしたく存じます。なお、この報酬等総額の限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

現在の取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、5名（うち社外取締役は2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬等総額の限度額を2024年3月29日開催の第13回定時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬等総額の限度額と同額の、年額50百万円以内とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役の員数、監査等委員である取締役の職責及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以上

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、「2100年、空き家ゼロ」というミッションのもと、日本の空き家問題の解決を目指し、主に自社WEBメディアを通じて集客した、空き家を手放したい持ち主から空き家を買取り、空き家を活用したい買い手へ販売する、空き家マッチング事業を日本全国で運営しています。

なお、当事業年度末より、投資家の皆様に事業の実態をより正確に把握していただくことを目的に、セグメント名称を不動産事業から空き家マッチング事業へ変更しています。

当事業年度においては、売主及び買主との対面でのコンタクト増加と速やかに物件現地を訪問できる体制の整備を目的に2025年1月に熊本支店、京都支店、神戸三宮支店を、3月に立川支店、7月に岡山支店、広島支店、仙台支店を開設することで、全国19の支店網となりました。

また、各自治体の課題解決に協力するとともに当社における仕入チャネルを拡大することを目的に2025年1月に千葉県市原市（6月に空き家管理支援法人に指定）、2月に新潟県小千谷市、茨城県土浦市、千葉県睦沢町、3月に長野県信濃町、北海道松前町、岩手県宮古市、4月に新潟県弥彦村、6月に千葉県君津市、熊本県和水町、7月に鹿児島県指宿市、埼玉県狭山市、福岡県大川市、8月に山梨県大月市、10月に埼玉県嵐山町、奈良県葛城市、12月に愛知県美浜町、山口県萩市とそれぞれ空き家対策の推進等に関する連携協定を締結しました。さらに、5月に長野県上田市、10月に鳥取県江府町より空き家管理活用支援法人に指定されたことで、全国25自治体と連携するに至りました。

その結果、当事業年度の経営成績は、売上高8,191,248千円（前期比50.6%増）、営業利益1,311,446千円（前期比137.2%増）、経常利益1,263,449千円（前期比142.1%増）、当期純利益981,647千円（前期比159.6%増）となりました。

なお、当社は空き家マッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しています。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は110,488千円であり、その主な内容は、新規支店の開設による建物の増加額42,985千円及び社有車の購入による車両運搬具の増加額27,328千円であります。

当事業年度において、重要な設備の除却、売却はありません。

なお、当社は空き家マッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しています。

③ 資金調達の状況

当社は2025年12月15日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により総額59,800千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第12期 (2022年12月期)	第13期 (2023年12月期)	第14期 (2024年12月期)	第15期 (当事業年度) (2025年12月期)
売上高 (千円)	1,338,730	2,995,068	5,440,231	8,191,248
経常利益 (千円)	155,550	398,970	521,776	1,263,449
当期純利益 (千円)	103,565	282,562	378,207	981,647
1株当たり当期純利益 (円)	12.95	35.32	47.28	121.62
総資産 (千円)	1,506,156	2,069,769	2,646,634	5,260,357
純資産 (千円)	249,643	532,206	910,414	2,016,140
1株当たり純資産 (円)	31.10	66.42	113.69	246.23

- (注) 1. 当社は2022年1月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 当社は2023年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1

株当たり純資産を算定しております。

3. 当社は2025年10月14日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

日本の空き家は、1978年から5年ごとの推移で増加し続けており、2018年から2023年にかけては51万戸増加し900万戸となり、そのうち当社が主に取り扱う、使われていない空き家は、37万戸増加し385万戸あるとされています（総務省：「令和5年住宅・土地統計調査」）。

当社における仕入先となる、空き家を手放したい持ち主に注目すると、2026年1月現在における65歳以上人口は3,621万人（総務省：人口推計 2026年2月報、概算値）であり、今後も日本全国で相続が行われる機会が相当数見込まれることから、相続した物件を持って余すことで空き家を手放したいという需要も比例して増加することが予想されます。

一方で、当社における販売先となる、空き家を活用したい買い手を含む国内の個人投資家の動向に目を向けると、国内の個人株主数は2019年から2024年の5年間でおよそ240万人増加し1,599万人、保有銘柄数は4.17から5.23へとなっていることから、総数の増加とともに投資先の分散傾向が見られます（日本証券業協会：2025年7月16日公表 個人株主の動向について）。また、2019年7月に国土交通省が公表した「個人投資家への不動産投資に関するアンケート調査」では、不動産投資の経験者は12.6%であることから、言い換えると個人投資家の87.4%が不動産投資市場における伸びしろであると考えています。

このような状況の中、当社は、次の事項を当面の成長戦略に据えており、これらに基づいたアクションを実施していくことで、企業価値の向上を図ってまいります。

①既存事業の拡大

- ・ オフライン広告、自治体提携等により更なるリード余力の獲得
- ・ 採用～育成～新規支店の出店を通じた営業人員の増加

②AI活用

- ・ AIを利用した営業人員の生産性向上による一人当たりリード数の増加

③新たな販路、収益の獲得

- ・ 買取り物件を活用した民泊、賃貸物件運営による収益獲得

(5) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

当社は、主に自社WEBメディアを通して集客した、空き家を手放したい持ち主から空き家を買取り、空き家を活用したい買い手へ販売する、空き家マッチング事業を日本全国で運営しています。

当社の空き家マッチング事業における特徴は次の通りです。

①仮需（注1）による査定

当社は、これまで実需（注2）ではなく、仮需のある買主に対して多数の空き家を販売してきていることから、買主が購入後にどのように物件の手直し等を行い、賃料をいくらに設定し、どのくらいの収益を得ているかのアンケートを実施し、その内容を蓄積しています。そのため、買主が期待する物件価格を推定することができ、ひいては当社が売主からいくらで買取るべきかの査定を速やかに行うことができます。

②買取り再販

当社は、原則仲介取引は行わず、当社が売主から空き家を買取り、買主へ販売する取引形態を採用しています。これにより、宅建業法が定める仲介手数料の上限額の制約を受けず、当社の実績に基づいて、当社が適正と判断する収益を確保した取引を行うことができるメリットがあります。一方で、当社の在庫として保有することにより、資金の固定化、登記関連費用の負担、在庫管理の必要が生じる等のデメリットがあります。そこで、当社は、第三者のためにする契約（注3）（以下、「三為取引」）を活用することで、買取り再販モデルによって生じるデメリットの低減を図っています。

③投資家ネットワーク

当社は、訳あり物件・空き家専門の投資サイトである、不動産投資の森 (<https://2do-3.com/>) というWEBサイトを運営しており、不動産投資に関する情報提供を行っています。また、会員登録者には当社が販売する未公開の物件情報を配信しています。これらの取り組みにより不動産投資の森の会員数は継続的に増加しており、また、販売物件の3割超が当社から複数回の購入実績を有する買主が購入しています。

④日本全国の支店網

当社は、売主にとっても、買主にとっても重要な意思決定をして頂くためには対面でのコンタクトが必要であり、また、適時適切な物件査定を行うためには、速やかに現地を訪問できる体制が必要と考えていることから、全国の都道府県に継続的に支店を出店し、営業人員を配置することで、その環境整備に努めています。

⑤内製化されたマーケティング機能

当社は、仕入のリード（注4）獲得を役割とするマーケティング部門を社内に配置し、売主の声を営業担当者から社内でのマーケティング部門に直接伝えることで、速やかにマーケティング施策に反映することができる体制としています。

当社のマーケティング活動の主な種類は次の通りであり、それぞれ最適な施策を検討、実施しています。

種類	内容
広告出稿	各種SNS、インターネット検索媒体、不動産専門WEB媒体への広告掲載
自社媒体、オウンドメディア	訳あり物件買取プロ (https://wakearipro.com/)、訳あり物件買取ナビ (https://albalink.co.jp/realestate/)、不動産投資の森 (https://2do-3.com/) 等、自社で運営するWEBメディアによる集客
オフライン広告	新聞、チラシ等への広告掲載
自治体提携	自治体との協定を締結した上で、空き家バンク内の困難物件の対応、空き家相談会の開催、空き家の利活用・再生支援活動等の取り組み

⑥育成から採用、データベース化までが連動した組織構築

当社の仕入活動における最大の特徴は仮需による査定であり、営業人員の育成における最重要項目も同ノウハウの習得です。

当社は、創業以来行ってきた数万件の査定データを蓄積し、研修内容に反映することで、ノウハウの蓄積による査定の精度向上、習得の早期化を図っています。これは、営業人員の採用時における業界経験の有無等に関するハードルを下げることになるため、採用競争力を高め、新規支店の出店スピードを高めることにつながります。さらに、支店が増えると売主とのコンタクトが増加し、査定データも増加することから、さらなるノウハウの精度向上、習得の早期化に活かせる好循環をもたらします。

⑦有料引取（注5）

当社は、①～③の特徴から一般的な事業者と比較して買取可能な物件の範囲は広いと考えていますが、一部には地価や建物の状態等から判断して、当社でも買取りが困難な物件もあります。その上で、買主からのニーズがある場合には物件の処分に関するコンサルティングを有償で請け負い、最終的に当社が該当物件を買取ることがあります。この場合、実質的には有料引取となりますが、当社は、不動産の有料引取業界の健全化を目的とする不動産有料引取協議会に加盟し、同協議会が定める自主規制ルールに基づいて取引を行うことで、取引の健全性確保に努めています。

- (注) 1. 賃貸利用、転売を目的に購入する需要
2. 自ら居住するために購入する需要
3. 買主に販売することを明示したうえで事業者と売主とが売買契約を締結し、その後事業者と買主とが売買契約を締結することで、事業者における所有権登記が不要となり、事業者が在庫として保有することもなくなる取引形態
4. 売主からの所有物件の売却に関する問い合わせ
5. 所有者から金銭を得て不動産を引き取る取引

(6) 主要な営業所 (2025年12月31日現在)

本	社	東京都江東区木場二丁目17番16号				
札	幌	支	店	札幌市中央区大通西一丁目14番2号		
仙	台	支	店	宮城県仙台市青葉区一番町一丁目7番20号		
つ	く	ば	支	店	茨城県つくば市天久保一丁目5番5号	
宇	都	宮	支	店	栃木県宇都宮市江野町6番15号	
高	崎	支	店	群馬県高崎市江木町1657番地		
大	宮	支	店	埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目77番1号		
千	葉	支	店	千葉県中央区栄町32番10号		
東	京	支	店	東京都中央区新川一丁目2番10号		
立	川	支	店	東京都立川市曙町二丁目34番6号		
横	浜	支	店	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目12番16号		
静	岡	支	店	静岡県静岡市葵区伝馬町21番地1号		
名	古	屋	支	店	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目2番12号	
京	都	支	店	京都府京都市下京区五条通新町西入西鋸屋町18番地		
大	阪	支	店	大阪府大阪市西区靱本町一丁目4番16号		
神	戸	三	宮	支	店	兵庫県神戸市中央区八幡通四丁目2番13号
岡	山	支	店	岡山県岡山市北区幸町8番29号		
広	島	支	店	広島県広島市南区稻荷町2番14号		
博	多	支	店	福岡県福岡市博多区中州中島町3番4号		
熊	本	支	店	熊本県熊本市中央区迎町二丁目1番22号		

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
空き家マッチング事業	184 (8) 名	69名増 (2名増)
合計	184 (8)	69名増 (2名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	549,153千円
株式会社日本政策金融公庫	214,954
千葉信用金庫	201,945

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 32,000,000株

(注) 2025年9月17日開催の取締役会決議により、2025年10月14日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これに伴う定款変更により発行可能株式総数は24,000,000株増加し、32,000,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数 8,183,200株

(注) 1. 当社は、2025年1月28日付で新株予約権の行使による新株式発行700株、2025年6月30日付で新株予約権の行使による新株式発行7,500株、2025年6月30日付で第三者割当増資による新株式発行25,100株により、発行済株式総数が33,300株増加しております。
2. 2025年9月17日開催の取締役会決議により、2025年10月14日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は6,099,900株増加し、8,133,200株となっております。

(3) 株主数 1,959名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
河田憲二	4,404千株	53.8%
内木場隼	1,419	17.3
株式会社SBI証券	283	3.5
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	234	2.9
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	158	1.9
AKパートナーズ株式会社	100	1.2
井口亮	86	1.1
上総尚吾	82	1.0
行田耕介	80	1.0
INTERACTIVE BROKERS LLC	55	0.7

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2022年1月14日	2022年1月14日
新 株 予 約 権 の 数		1,000個	150個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 400,000株 (新株予約権1個につき 400株)	普通株式 60,000株 (新株予約権1個につき 400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個につき886円	金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 90,000円 (1株当たり 225円)	新株予約権1個当たり 90,000円 (1株当たり 225円)
権 利 行 使 期 間		2025年4月1日から 2027年3月31日まで	2024年1月15日から 2032年1月14日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 3
役員 の 保有 状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 400,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 75個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 1名

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2024年1月15日	2025年6月9日
新 株 予 約 権 の 数		102,000個	160個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 408,000株 (新株予約権1個につき 4株)	普通株式 64,000株 (新株予約権1個につき 400株)
新株予約権の払込金額		金銭の払込みを要しない	新株予約権1個につき1,860円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,060円 (1株当たり 265円)	新株予約権1個当たり 225,600円 (1株当たり 564円)
権 利 行 使 期 間		2026年1月16日から 2034年1月15日まで	2027年6月10日から 2035年6月9日まで
行 使 の 条 件		(注) 4	(注) 5
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 102,000個 目的となる株式数 408,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 160個 目的となる株式数 64,000株 保有者数 1名

(注) 1. 当社は2023年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で、2025年10月14日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 主な行使条件は以下の通りです。

①新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役の地位を有しなくなった場合は、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任等正当な事由により上記地位を失った場合において、当社が取締役会の決議により、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。

②本新株予約権は、以下の各号の条件をいずれも満たした場合に限り行使することができる。

(a)2022年12月末日、2023年12月末日及び2024年12月末日に終了する当社の各事業年度における売上高が、以下の目標数値を2期以上上回ること。

(b)2022年12月末日、2023年12月末日及び2024年12月末日に終了する当社の各事業年度における売上総利益が、以下の目標数値を2期以上上回ること。

年度	売上高 (百万円)	売上総利益 (百万円)
2022年12月期	950	361
2023年12月期	1,100	418
2024年12月期	1,270	482

3. 新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役の地位をも有しなくなった場合は、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任等正当な事由により上記地位を失った場合において、当社が取締役会の決議により、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。
4. 新株予約権の割当を受けた者は、当社又は当社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は従業員のいずれの地位をも有しなくなった場合は、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任等正当な事由により上記地位を失った場合において、当社が取締役会の決議により、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。
5. 主な行使条件は以下の通りです。
 - ①新株予約権の割当を受けた者は、当社又は当社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は従業員のいずれの地位をも有しなくなった場合は、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任等正当な事由により上記地位を失った場合において、当社が取締役会の決議により、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。
 - ②本新株予約権は、以下の条件を満たした場合に限り行使することができる。なお、連結財務諸表を作成している場合は、連結ベースの売上総利益を対象とし、個別財務諸表のみ作成している場合は、個別ベースの売上総利益を参照する。
2025年12月末日、2026年12月末日及び2027年12月末日に終了する当社の各事業年度における売上総利益が、以下の目標数値を2期以上上回ること。

年度	売上総利益（百万円）
2025年12月期	4,000
2026年12月期	5,200
2027年12月期	6,760

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 4 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2025年6月9日	
新 株 予 約 権 の 数		120個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	48,000株 400株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		金銭の払込みを要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	225,600円 564円)
権 利 行 使 期 間		2027年6月10日から 2035年6月9日まで	
行 使 の 条 件		(注) 2	
使用人等への交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数	120個 48,000株 2名

- (注) 1. 2025年10月14日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
2. 当社の取締役又は従業員として新株予約権の割当を受けた者は、当社又は当社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。）の取締役又は従業員のいずれの地位をも有しなくなった場合は、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職（懲戒解雇を除く。）等正当な事由により上記地位を失った場合において、当社が取締役会の決議により、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	河 田 憲 二	株式会社グリーンライト 代表取締役 デットリペイメント株式会社 代表取締役
取 締 役 C O O	大 友 裕 樹	当社 マーケティング部長
取 締 役 C F O	仲 川 周	当社 経理部長
取 締 役	洲 崎 智 広	株式会社マリモ 社外監査役 株式会社テクノブラッド 社外監査役 手間いらず株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社GROWTH POWER 社外監査役 株式会社アイ・コーリング 代表取締役
取 締 役	小 野 晃 嗣	株式会社BuySell Technologies 取締役CFO 株式会社クラス 社外取締役
常 勤 監 査 役	岡 口 瑞 穂	
監 査 役	野 口 剛	合同会社 EASY 代表社員 株式会社グーテンベルク 取締役 税理士法人 LienFort 代表社員 デジック株式会社 監査役 社会福祉法人戸越ひまわり福祉会 監事 野口剛行政書士事務所 所長
監 査 役	竹 澤 大 格	汐留総合法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役洲崎智広氏及び取締役小野晃嗣氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役岡口瑞穂氏、監査役野口剛氏及び監査役竹澤大格氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役岡口瑞穂氏及び監査役野口剛氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役竹澤大格氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務全般及びリスク管理に関する高い専門性と実務経験を有しております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2025年7月10日をもって、取締役内木場隼氏は辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役および監査役等の被保険者（執行役、会計参与、執行役員、管理監督者である従業員を含む）が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。

なお、保険料は全額当社が負担しており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限の範囲内において、取締役会において決定しております。その決定にあたっては、任意の指名・報酬委員会が設置されており、同委員会が審議した上で取締役会に付議されるプロセスを導入しております。具体的な決定プロセスとして、まず代表取締役が報酬の素案を作成し、これを指名・報酬委員会にて審議します。委員会での審議を経て、取締役会において、各取締役の役割、責任、前年度の貢献等を総合的に勘案し、個別の報酬額を決定しております。

監査役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			支給人員 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	69,420 (6,000)	69,420 (6,000)	—	—	7名 (3)
監査役 (うち社外監査役)	12,650 (12,650)	12,650 (12,650)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	82,070 (18,650)	82,070 (18,650)	—	—	10 (6)

(注) 1. 上表には、2025年3月31日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）及び2025年7月10日に辞任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2022年6月30日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）であります。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2024年3月29日開催の第13回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役洲崎智広氏は、(株)アイ・コーリングの代表取締役、手間いらず(株)の社外取締役監査等委員、(株)テクノブラッド、(株)マリモ及び(株)GROWTH POWERの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役小野晃嗣氏は、(株)BuySell Technologiesの取締役CFO、(株)クラスの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役野口剛氏は、野口剛行政書士事務所所長、合同会社EASY及び税理士法人LienFortの代表社員、(株)グーテンベルクの取締役、デジック(株)の監査役、社会福祉法人戸越ひまわり福祉会の監事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役竹澤大格氏は、汐留総合法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 洲 崎 智 広	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席いたしました。取締役会では、幅広い業界、企業ステージにおける社外役員としての経験に基づき、企業価値向上に資する意見、提言等を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 小 野 晃 嗣	2025年3月31日就任以降に開催された取締役会の全てに出席いたしました。取締役会では、公認会計士としての監査業務及び事業会社でのCFOとしての経験に基づき、ガバナンス強化等に資する意見、提言等を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、就任以降に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 岡 口 瑞 穂	当事業年度に開催された取締役会の全てに、また、監査役会の全てに出席いたしました。取締役会では、公認会計士として監査業務の経験に基づき、監督機能を発揮しております。監査役会では、常勤監査役として、非常勤監査役に対する社内の重要会議や内部監査に関する情報共有を行うとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に資する発言を行っております。
監査役 野 口 剛	当事業年度に開催された取締役会の全てに、また、監査役会の全てに出席し、公認会計士としての経験に基づき、コーポレート・ガバナンスの強化に資する発言を行っております。
監査役 竹 澤 大 格	当事業年度に開催された取締役会の全てに、また、監査役会の全てに出席し、弁護士としての経験に基づき、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの強化に資する発言を行っております。

(注) 当事業年度は取締役会を27回開催しております。このほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。また、当事業年度は監査役会を16回開催しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新月有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払いました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i. 当社は、取締役および使用人が法令および定款に適合する職務を遂行するため、行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めるものとする。
内部監査は、代表取締役の指名を受け指名された監査担当者により計画的に実施するものとする。
 - ii. 法令、定款および社会規範を遵守するために、就業規則に服務規律を制定し、全社に周知・徹底する。
 - iii. コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持にあたる。
 - iv. 当社は、使用人が法令、定款および社内規程上疑義のある行為を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する内部通報制度を内部通報規程内に制定するとともに、内部通報窓口を設ける。
 - v. 取締役会は、取締役会規程に基づき、法令、定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の早期把握と改善に努める。また、取締役は、法令、定款、取締役会決議およびその他社内規程に従い職務を執行する。更に、内部環境および外部環境の重要な変更があった場合には、統制活動に与える影響を評価し、統制活動の変更の必要性を検討するよう努める。
 - vi. 監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。また、監査役は、内部監査担当者と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令、定款および社内規程上の問題の有無、ならびに各業務が法令、定款および社内規程に準拠して適正に行われているかを調査し、取締役会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - i. 取締役会議事録を含むその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いについては、法令および文書管理規程などに基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保管および管理を行う。

ii. 取締役および監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i. リスク・コンプライアンス規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価、管理体制を構築する。
- ii. リスク・コンプライアンス規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、原則として四半期に1回定期的に開催し、事業活動における各種リスクに対する予防、軽減体制の強化を図る。
- iii. 危機発生時には、対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整え、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
- iv. 監査役および内部監査担当者は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。
- v. 取締役会は、定期的なリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- vi. 取締役会およびリスク・コンプライアンス委員会は、不正行為の原因究明、不正を犯させるに至る動機、原因、背景等を踏まえ、再発防止策の立案および情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて、再発防止策の展開等の活動を推進する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- i. 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- ii. 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて適宜臨時に開催し、適切な職務執行が行える体制を確保する。

⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制

- i. 取締役会は、当社の経営計画を決議し、担当部門はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- ii. 内部監査担当者は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- i. 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - i. 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役および上長などの指揮、命令は受けないものとする。
 - ii. 当該使用人の人事異動および考課については、監査役の同意を得るものとする。

- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - i. 監査役は、取締役会のほか経営会議など重要な会議に出席し、取締役および使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - ii. 取締役および使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時には、速やかに監査役に報告する。
 - iii. 取締役および使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
 - i. 監査役は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
 - ii. 監査役は、代表取締役および内部監査担当者と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - iii. 監査役は、会計監査人および内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - iv. 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
 - i. 当社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力に対して、コンプライアンス、財務報告の信頼性を確保する観点から、毅然とした態度で臨むことを基本とする。
 - ii. 当社は、反社会的勢力に対して、管理部門管掌役員もしくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。

- ⑪ 財務報告に係る内部統制
 - i. 当社は、財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・評価を実施し、監査役、取締役会に報告する。
 - ii. 監査役は、内部統制報告書を監査し、取締役会は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。

⑫ I Tへの対応

- i. 経営者は、中長期的な展望でI Tへの取り組みを検討するよう努める。I Tへの投資は、各部からの要望を集約したものと事業計画とを照らして優先順位付けをした上で実施計画を立案する。
- ii. 業界や取引先のI Tへの対応状況を認識し、財務報告に係る内部統制の整備方針を決定する。
- iii. 経営者は、自動化した統制と手作業による統制の特徴を把握し、各リスクに対しいずれの統制が合理的かつ有効であるかを検討し、選択する。
- iv. 経営者は、I Tに係る全般統制およびI Tに係る業務処理統制に係るマニュアル、規程を整備するよう努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社は、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期に一度開催し、コンプライアンス遵守状況の確認、各種リスクの特定及び対応策の検討を行っております。
- ② 当社では、内部監査室が適正な業務プロセスの実施状況や社内規程の遵守状況を監査するとともに、内部統制システムの整備・運用状況の評価を行っております。内部監査の結果及び内部統制に関する評価結果は、代表取締役及び必要に応じて監査役会、取締役会へ報告され、速やかに改善が図れるような体制を整えております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な事業成長による継続的な企業価値の向上を担える者であるべきと考えております。

現時点では特段の買収への対抗措置は導入いたしておりませんが、企業規模の拡大や社会情勢の変化に合わせて、適切な検討を行ってまいります。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,589,842	流 動 負 債	1,587,005
現金及び預金	3,507,608	短期借入金	66,770
販売用不動産	641,535	1年内償還予定の社債	46,600
仕掛販売用不動産	259,598	1年内返済予定の長期借入金	541,795
貯蔵品	3,407	未払金	135,008
前渡金	14,810	未払費用	331,386
前払費用	131,123	未払法人税等	343,640
その他	45,218	前受金	13,250
貸倒引当金	△13,460	預り金	18,189
固 定 資 産	670,514	前受収益	217
有 形 固 定 資 産	300,198	その他の	90,149
建物（純額）	274,082	固 定 負 債	1,657,211
車両運搬具（純額）	12,495	社債	156,800
工具、器具及び備品（純額）	7,339	長期借入金	1,398,777
土地	0	資産除去債務	98,280
建設仮勘定	6,281	その他	3,353
無 形 固 定 資 産	20,454	負 債 合 計	3,244,217
その他	20,454	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	349,861	株 主 資 本	2,014,956
長期前払費用	22,267	資本金	78,390
繰延税金資産	210,336	資本剰余金	69,390
敷金及び保証金	106,259	資本準備金	69,390
その他	10,997	利益剰余金	1,867,176
資 産 合 計	5,260,357	その他利益剰余金	1,867,176
		繰越利益剰余金	1,867,176
		新 株 予 約 権	1,183
		純 資 産 合 計	2,016,140
		負 債 純 資 産 合 計	5,260,357

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,191,248
売上原価	3,712,044
売上総利益	4,479,203
販売費及び一般管理費	3,167,756
営業利益	1,311,446
営業外収益	
受取利息	2,056
受取配当金	5
キャッシュバック収入	1,527
補助金収入	11,488
その他	516
	15,594
営業外費用	
支払利息	30,966
支払手数料	27,625
その他	5,000
	63,591
経常利益	1,263,449
税引前当期純利益	1,263,449
法人税、住民税及び事業税	428,263
法人税等調整額	△146,461
当期純利益	981,647

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から)
(2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約 権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	16,500	7,500	7,500	885,528	885,528	909,528	886	910,414
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	58,200	58,200	58,200			116,400		116,400
新株の発行（新株予約権の行使）	3,690	3,690	3,690			7,380		7,380
当 期 純 利 益				981,647	981,647	981,647		981,647
株主資本以外の項目の当期変動額 （ 純 額 ）							297	297
当 期 変 動 額 合 計	61,890	61,890	61,890	981,647	981,647	1,105,428	297	1,105,725
当 期 末 残 高	78,390	69,390	69,390	1,867,176	1,867,176	2,014,956	1,183	2,016,140

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	7年～22年
建物附属設備	3年～21年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	3年～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

空き家マッチング事業

当社は、空き家マッチング事業を事業としており、顧客との契約から生じる収益は主に不動産販売取引と有料引取取引となります。

不動産販売取引は、主に収益不動産、戸建住宅及び分譲マンションの売買を行っており、顧客との不動産売買契約書に基づき当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。取引の対価については、契約の定めにより、契約時、引渡し時に分割して受領している場合があります。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しております。

有料引取取引は、不動産の売却に関する各種支援業務であり、顧客との契約等に基づき業務を提供する義務を負っております。取引の対価については、契約等の定めにより契約時、物件の購入時に受領しております。当該履行義務は顧客との間で締結した契約等に定められた業務が完了した一時点で充足されるものであり、当該時点において収益を認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段として、金利スワップ取引を行っており、借入金に係る金利変動リスクをヘッジ対象としております。

(3) ヘッジ方針

より安定的な条件による資金調達のため、金利情勢に応じて変動金利と固定金利とのスワップ取引を行うものとしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。但し、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、「長期前払費用」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

【会計上の見積りに関する注記】

(販売用不動産等の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産	641,535千円
仕掛販売用不動産	259,598千円
棚卸資産評価損（△は戻入額）	3,443千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

販売用不動産等は、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）による評価を行っております。収益性の低下により正味売却価額が帳簿価額を下回った場合には、正味売却価額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を売上原価（評価損）として計上しております。

す。なお、正味売却価額は、販売見込額から販売経費等見込額を控除した額であります。

②主要な仮定

正味売却価額を算出するにあたり用いた主要な仮定は、想定収入や想定利回り及び割引率であり、物件の立地・規模、周辺地域の取引・賃貸事例等を踏まえ、見積りを行っております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

販売用不動産等の評価にあたっては、計算書類作成時点において入手可能な情報に基づいているものの、見積りに用いた仮定は不確実性を伴い、今後の不動産市況や賃料、金利の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産

販売用不動産	74,489千円
--------	----------

(注) 当座貸越契約の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

75,388千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	8,183,200株
------	------------

2. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び総数

普通株式	730,000株
------	----------

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	36,029千円
未払費用	7,833
未払賞与	65,842
資産除去債務	34,820
関係会社株式評価損	2,710
減損損失	2,576
棚卸資産評価損	4,034
貸倒引当金	4,731
繰越税額控除	75,573
その他	6,384
繰延税金資産合計	<u>240,538</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	<u>△30,201</u>
繰延税金負債合計	<u>△30,201</u>
繰延税金資産の純額	210,336

(注) 「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債務である未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、支払期日は最長のもので決

算日後8年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、その一部については金利スワップを利用して、当該リスクをヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記「5. ヘッジ会計の方法」」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスクに対しては、月別に変動リスクを把握しております。また、金利変動リスクを回避するために、金利スワップ取引を利用しています。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	203,400	197,504	△5,895
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	1,940,572	1,928,243	△12,328
負債計	2,143,972	2,125,748	△18,223

(*) 「現金及び預金」「未払費用」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時 価 (千 円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
社債（1年内償還予定を含む）	－	197,504	－	197,504
長期借入金（1年内返済予定を含む）	－	1,928,243	－	1,928,243
負債計	－	2,125,748	－	2,125,748

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金及び社債

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行時から大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

固定金利によるものは、元利金の合計を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

不動産売買取引	6,613,141千円
有料引取取引	1,552,159
その他不動産関連取引	14,741
顧客との契約から生じる収益	8,180,043
その他の収益	11,204
外部顧客への収益	8,191,248

(注) 「その他の収益」はリース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 収益及び費用の計上基準」」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債（期首残高）	14,795千円
契約負債（期末残高）	13,250千円

(注) 契約負債は、不動産売買契約に基づいて顧客から受け取った手付金等の前受金であります。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額	246円23銭
(2) 1株当たり当期純利益	121円62銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	113円58銭

(注) 当社は、2025年10月14日付で、1株につき4株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たりの純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社AlbaLink
取締役会 御中

新月有限責任監査法人

東京都中央区

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐野 明彦
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 杉 本 淳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社AlbaLinkの2025年1月1日から2025年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新月有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

株式会社AlbaLink 監査役会

常勤社外監査役 岡 口 瑞 穂 ⑩

社 外 監 査 役 野 口 剛 ⑩

社 外 監 査 役 竹 澤 大 格 ⑩

以 上

株主総会会場ご案内図

【場所】 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 4階コンファレンスセンター



【交通手段】 最寄り駅

日本橋駅	東京メトロ	銀座線 東西線	B 6 出口	ビル直結
	都営地下鉄	浅草線		
東京駅	J R	—	八重洲北口	徒歩 8 分
	東京メトロ	丸ノ内線		
三越前駅	東京メトロ	半蔵門線	B 6 番出口	徒歩 5 分